

## 志木市条例第 19 号

### 志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

志木市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年志木市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。